

自動車税種別割納税通知書〈圧着
はがき式〉作成業務委託仕様書

令和 7 年 10 月
税 務 課

目 次

- 1 委託業務の概要
 - 2 納税通知書〈圧着はがき式〉用紙の作成
 - 3 プリント用データの作成
 - 4 用紙へのプリント
 - 5 納税通知書〈圧着はがき式〉の圧着作業
 - 6 納品等
 - 7 作業テスト等
 - 8 作業日程
 - 9 その他
-
- (資料 1) 用紙の見本
 - (資料 2) 用紙の規格
 - (資料 3) プリント用データ仕様書
 - (資料 4) プリント用データレコード仕様書
 - (資料 5-1) プリントレイアウト
 - (資料 5-2) 印字仕様表
 - (資料 6) 業務日程
 - (別 表) 作成予定数量一覧

自動車税種別割納税通知書〈圧着はがき式〉作成業務委託仕様書

1 委託業務の概要

- (1) 自動車税種別割納税通知書〈圧着はがき式〉（以下「納税通知書〈圧着はがき式〉」という。）用紙の作成
- (2) 納税通知書〈圧着はがき式〉のプリント（納税通知書用紙へのプリント項目の印字）
- (3) 納税通知書〈圧着はがき式〉の圧着作業
- (4) 納品等

2 納税通知書〈圧着はがき式〉用紙の作成

受託業者は、次により納税通知書〈圧着はがき式〉用紙を作成する。

- (1) 見本 …………… 資料1のとおり
- (2) 用紙の規格 …………… 資料2のとおり
- (3) 作成数量 …………… 別表「作成予定数量一覧」のとおり

3 納税通知書プリント用データの仕様及び作成区分

委託者は、次によりLGWAN等のネットワークを利用して納税通知書プリント用データ（以下「データ」という。）の引き渡しを行う。この場合、敷設・運用通信費用はすべて受託業者負担とする。（LGWAN等のネットワークを利用した伝送のほか、プリント用の光磁気ディスク（以下「MO」という。）を作成し、税務課システム分室（農林庁舎4階）において受託業者に引き渡しを行う方法も可能とする。引き渡しには施錠が行えるケースを使用し、ケースは受託業者が準備するものとする。以下同様とする。）

- (1) データ仕様書 …………… 資料3のとおり
- (2) レコード仕様書 …………… 資料4のとおり

4 用紙へのプリント

受託業者は、3で引き渡しを受けたプリント用データにより、2で作成した納税通知書〈圧着はがき式〉に、漢字プリンタによりプリントする。

プリント項目、印字位置等については、次のとおりである。

- (1) 納税通知書〈圧着はがき式〉プリントレイアウト …………… 資料5-1のとおり
- (2) 納税通知書〈圧着はがき式〉印字仕様（令和8年度版）… 資料5-2のとおり

5 納税通知書〈圧着はがき式〉の圧着作業

納税通知書〈圧着はがき式〉は、プリント後、資料1で図示する折り線の位置で三つ折りし、接着等の加工を行う。このとき、次の条件を満たすこと。

- (1) 日本郵便株式会社の内国郵便約款（平成24年10月1日）に規格及び様式が規定されている私製する通常葉書として適合するはがきであること。
- (2) 資料1で図示するA面がはがきの表に、D面がはがきの裏になること。
- (3) 資料1で図示するB面とC面及びE面とF面は接着されており、はがきの整理、郵送等の過程で通常加えられる力によっては、決して剥離しないこと。
- (4) B面とC面の接着面及びE面とF面の接着面には、防水加工が施されており、意図して剥離しようとした場合は、その面に記載された文字などの印刷の鮮明度が損なわれることなく容易に剥離でき、かつ、別に糊を付着させない限り、再接着しないこと。

6 納品等

(1) 納品

ア 受託業者は、圧着した納税通知書〈圧着はがき式〉を、県税事務所ごとに区分し、梱包して納品する。なお、DV対象分がある場合は、別束に分け、DV対象分であることが分かるように梱包材等に明記すること。

イ 白紙分の納税通知書〈圧着はがき式〉については、一括して梱包し納品する。

(2) 返却及びデータ廃棄

受託業者は、次のものを委託者に返却する。

また、委託者から提供したデータは委託者から別途指示がない限り、業務完了から3ヵ月以内に廃棄し、廃棄したことを委託者に報告すること。

ア 未使用、プリントミス及び圧着ミスの納税通知書〈圧着はがき式〉用紙

イ プリント用MO（使用した場合）

(3) 納品場所

受託業者は、圧着した納税通知書〈圧着はがき式〉については、各県税事務所に納品し、白紙分については、税務課システム分室に納品する。

(4) 梱包方法等

受託業者は、県税事務所別に箱を分けて納税通知書番号順に箱詰めし、箱の側面に次の搬送用ラベルを貼り梱包する。また、県税事務所ごとの判別が容易にできるよう異なる色の布テープ等を使用すること。

（搬送用ラベル）

県税事務所名		
箱数	／	←（通し番号／総数）
納税通知書番号 通数	～	←封入封緘分に限り通数を記入する。

7 作業テスト等（日程については後日確定する。）

(1) テストプリント

受託業者は、委託者から引き渡しを受けたテストプリント用データにより、納税通知書〈圧着はがき式〉100枚のテストプリントを行い、そのうち50枚（全ての県税事務所を含む）について、下記(2)の圧着テストを行わず納品する。

(2) 圧着テスト

上記(1)のテストプリントをした納税通知書〈圧着はがき式〉の残り50枚（全ての県税事務所を含む）については、圧着して納品する。

(3) 納品場所

税務課システム分室

8 作業日程

資料6のとおり



令和7年度自動車税種別割納税通知書

課税標準(登録番号)	納税通知番号	税額(税率)円
合 計		

通常の税率よりおおむね10%重課…Z、通常の税率よりおおむね15%重課…Y
通常の税率よりおおむね50%軽課…A、通常の税率よりおおむね75%軽課…C

様

広島県 県税事務所長

三

電話

●自動車税テレホンサービス(24時間音声ガイダンス)
0570(064)531 ※IP電話・一部のダイヤル回線からはご利用できません。

● 水に濡れているときは、乾燥させてからはがして御覧ください。
大切なお知らせがありますので、①、②の順にはがしてください。
② ① 最初にはがす ①

A 面



令和7年度自動車税種別割納税通知書

課税標準(登録番号)	納税通知番号	税額(税率)円
合 計		

通常の税率よりおおむね10%重課…Z、通常の税率よりおおむね15%重課…Y
通常の税率よりおおむね50%軽課…A、通常の税率よりおおむね75%軽課…C

様

広島県 県税事務所長

三

電話

●自動車税テレホンサービス(24時間音声ガイダンス)
0570(064)531 ※IP電話・一部のダイヤル回線からはご利用できません。

❶ 水に濡れているときは、乾燥させてからはがして御覧ください。
大切なお知らせがありますので、❶、❷の順にはがしてください。
❷ ② 最初にはがす ①

納期	令和7年5月15日から 令和7年6月2日まで
----	---------------------------

納期限	=	令和7年6月2日
振替日	=	令和7年6月2日

左記の金額を上記の納期限までに納付してください。
 なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。

□座振替後に送付していた「納税証明書」等について
「自動車税種別割領収済証明書」及び「自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)」の送付は、昨年度で終了しました。
なお、口座振替納付は今後も継続します。

令和7年5月7日

様

広島県 県税事務所長



—指定預金口座

様

C 面

納期	令和7年5月15日から 令和7年6月2日まで
----	---------------------------

納期限	=	令和7年6月2日
振替日	=	令和7年6月2日

左記の金額を上記の納期限までに納付してください。
 なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。

— 口座振替後に送付していた「納税証明書」等について —
「自動車税種別割領収済証明書」及び「自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)」の送付は、昨年度で終了しました。
なお、口座振替納付は今後も継続します。

令和7年5月7日

様

広島県 県税事務所長



—指定預金口座—

様

表面

資料 1

〔4月抹消自動車の特例〕

今年度の4月1日から同月30日までの間に抹消登録された自動車については、この納税通知書で通知した自動車税種別割額にかかわらず、月割計算によって、今年度の4月分（1箇月分）のみを口座振替で収納させていただきます。

- この自動車税種別割額は、地方税法第146条又は第147条及び広島県条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
 - 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の金額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てて）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
 - なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
 - 延滞金の金額が1,000円未満の場合は金額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
- ※ 延滞金の計算方法について御不明な点は、最寄りの県税事務所へおたずねください。
- この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求事は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

D 面

〔4月抹消自動車の特例〕

今年度の4月1日から同月30日までの間に抹消登録された自動車については、この納税通知書で通知した自動車税種別割額にかかわらず、月割計算によって、今年度の4月分（1箇月分）のみを口座振替で収納させていただきます。

- この自動車税種別割額は、地方税法第146条又は第147条及び広島県条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
 - 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の金額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てて）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
 - なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
 - 延滞金の金額が1,000円未満の場合は金額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
- ※ 延滞金の計算方法について御不明な点は、最寄りの県税事務所へおたずねください。
- この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求事は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者広島県知事）を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

自動車税種別割のグリーン化について

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進をはかるため、自動車税種別割の特例措置が講じられています。

環境への影響が大きい自動車は、税率が高くなります

次の年を経過した場合、その翌年度から税率が高くなります。

新車新規登録から13年経過したガソリン・LPG車 …平成24年3月31日までに新車新規登録された自動車	おおむね 15%重課※
新車新規登録から11年経過したディーゼル車 …平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車	

※ トラック・バス・特種用途車（キャンピング車を除く）については、おおむね10%重課となります。

環境への影響が小さい自動車は、税率が低くなります

令和6年度に新車新規登録された自動車で、次の基準に該当する場合は、今年度のみ自動車税種別割が軽減されます。

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車	おおむね 75%軽課
ガソリン車・LPG車（営業用乗用車に限る。）	平成30年排出ガス基準50%低減車または平成17年排出ガス基準75%低減車で次の燃費基準を満たした自動車 おおむね 50%軽課
クリーンディーゼル車（営業用乗用車に限る。）	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合車で次の燃費基準を満たした自動車 おおむね 50%軽課

○「グリーン化税制」の対象となる自動車には、表面の「納税通知書」の税額欄の右側に次の記載があります。

通常の税率よりおおむね10%重課…Z、通常の税率よりおおむね15%重課…Y、通常の税率よりおおむね50%軽課…A、通常の税率よりおおむね75%軽課…C

E 面

自動車税種別割のグリーン化について

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進をはかるため、自動車税種別割の特例措置が講じられています。

環境への影響が大きい自動車は、税率が高くなります

次の年を経過した場合、その翌年度から税率が高くなります。

新車新規登録から13年経過したガソリン・LPG車 …平成24年3月31日までに新車新規登録された自動車	おおむね 15%重課※
新車新規登録から11年経過したディーゼル車 …平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車	

※ トラック・バス・特種用途車（キャンピング車を除く）については、おおむね10%重課となります。

環境への影響が小さい自動車は、税率が低くなります

令和6年度に新車新規登録された自動車で、次の基準に該当する場合は、今年度のみ自動車税種別割が軽減されます。

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車	おおむね 75%軽課
ガソリン車・LPG車（営業用乗用車に限る。）	平成30年排出ガス基準50%低減車または平成17年排出ガス基準75%低減車で次の燃費基準を満たした自動車 おおむね 50%軽課
クリーンディーゼル車（営業用乗用車に限る。）	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合車で次の燃費基準を満たした自動車 おおむね 50%軽課

○「グリーン化税制」の対象となる自動車には、表面の「納税通知書」の税額欄の右側に次の記載があります。

通常の税率よりおおむね10%重課…Z、通常の税率よりおおむね15%重課…Y、通常の税率よりおおむね50%軽課…A、通常の税率よりおおむね75%軽課…C

車検時の自動車税種別割の納税証明書の提示について

口座振替後の納税証明書の送付は令和6年度で終了しました。自動車税種別割の納付確認の電子化に伴い、継続検査及び構造等変更検査時の納税証明書の提示は省略(※)できます。

※自動車税種別割（延滞金を含む。）の未納がない場合に限りです。

自動車税種別割の減免について

身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者の方が日常生活を営む上で必要な自動車のうち、一定の基準に該当するものは、申請により自動車税が減免されます。詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

自動車税種別割の住所変更届について

転居、改姓等により、住民票の住所・氏名を変更された方は、来年度から納税通知書の送付先を変更しますので、住所変更届の電子申請をご利用ください。

スマートフォンから申請

右の二次元コードを読み取り、画面に従って申請してください。



パソコンから申請

1. 次のキーワードで検索して、サイトへ。

広島県 自動車税種別割住所変更

検索

2. 画面に従って申請してください。

自動車税種別割Q & Aについて

自動車税種別割の課税や納税、納税証明書について、よくある質問を広島県ホームページ「自動車税種別割Q & A」に掲載しています！



5月～6月は、電話が大変込み合いますので、ご利用ください。

次のキーワードで検索して、サイトへ。

広島県 自動車税種別割Q & A

検索

スマートフォンで二次元コードを読み取る

F 面

車検時の自動車税種別割の納税証明書の提示について

口座振替後の納税証明書の送付は令和6年度で終了しました。自動車税種別割の納付確認の電子化に伴い、継続検査及び構造等変更検査時の納税証明書の提示は省略(※)できます。

※自動車税種別割（延滞金を含む。）の未納がない場合に限りです。

自動車税種別割の減免について

身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者の方が日常生活を営む上で必要な自動車のうち、一定の基準に該当するものは、申請により自動車税が減免されます。詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

自動車税種別割の住所変更届について

転居、改姓等により、住民票の住所・氏名を変更された方は、来年度から納税通知書の送付先を変更しますので、住所変更届の電子申請をご利用ください。

スマートフォンから申請

右の二次元コードを読み取り、画面に従って申請してください。



パソコンから申請

1. 次のキーワードで検索して、サイトへ。

広島県 自動車税種別割住所変更

検索

2. 画面に従って申請してください。

自動車税種別割Q & Aについて

自動車税種別割の課税や納税、納税証明書について、よくある質問を広島県ホームページ「自動車税種別割Q & A」に掲載しています！



5月～6月は、電話が大変込み合いますので、ご利用ください。

次のキーワードで検索して、サイトへ。

広島県 自動車税種別割Q & A

検索

スマートフォンで二次元コードを読み取る

自動車税種別割納税通知書〈圧着はがき式〉用紙の規格

項 目		規 格
用紙サイズ（インチ）		縦 5 1 / 2 × 横 1 3
送り穴		シングル 両方
横ミシン		無（バースター用のみ）
縦ミシン		2 本 （圧着作業用）
紙質		N I P
連重		9 0 kg 重
刷り方		両面
印刷色	表	黒、朱色
	裏	黒、朱色
備考		
1 用紙の仕様の留意点		
圧着式はがきの用紙とするもので、両耳を取り除き圧着した後の規格が、日本郵便株式会社の内国郵便約款（平成 2 4 年 1 0 月 1 日）に規定する「私製葉書の規格及び様式」に適合するものであること。		
2 送り穴		
漢字プリンタに同じ		
3 事前印刷（プレプリント）用インク		
酸化重合乾燥形インク		
熱硬化形インク		
紫外線硬化形インク		
4 公印の刷り込みあり		
なお、印影は納品時に必ず返却すること		
5 校正		
最低 1 回		

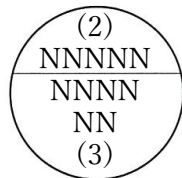
プ リ ン ト 用 デ ー タ 仕 様 書

名 称	自動車税種別割納税通知書〈圧着はがき式〉 プリント用データ
ファイル名	J J F M 1 3 0

項 目	仕 様
記録容量	6 4 0 M B (M0仕様の場合)
使用コード	J I S 8, S - J I S
レコードサイズ	1 4 5 0 バイト
データ改行	無

備 考

種類	D V 非対象分	J J F M 1 3 0
	D V 対象分	J J F M 1 3 0 _ 0 1



X X X X X X X

(6) N {22} N
(7) N {22} N
(8) N {22} N
(9) N {22} N
(10) N {22} N
(42) X {22} X 様

(20)
広島県 NN 県税事務所長

(21)
〒 999-9999
(23) N {17} N
電話 999-999-9999(25)

●自動車税テレホンサービス(24時間音声ガイダンス)
0570(064)531 ※IP電話一部のダイヤル回線からはご利用できません。

❖ 水に濡れているときは、乾燥させてからのはがして御覧ください。
大切なお知らせがありますので、①、②の順にはがしてください。
❖ ② 最初にはがす ①

令和7年度自動車税種別割納税通知書

課税標準(登録番号)	納税通知番号	税額(税率)円
N {22} N (28)	9 {7} 9 (33)	X {7} X (34)
20行印字する		
N {10} N	9 {7} 9	X {7} X
合 計	(35) X {9} X	

通常の税率よりおおむね10%重課…Z、通常の税率よりおおむね15%重課…Y
通常の税率よりおおむね50%軽課…A、通常の税率よりおおむね75%軽課…C

納 期 令和7年5月15日から
令和7年6月2日まで

納 期 限 = 令和7年6月2日
振 替 日 = 令和7年6月2日

左記の金額を上記の納期限までに納付してください。
なお、あなたからは口座振替納付の届出をいただいておりますので、次の指定預金口座から振り替えて収納させていただきます。

口座振替後に送付していた「納税証明書」等について
「自動車税種別割領収済証明書」及び「自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)」の送付は、昨年度で終了しました。
なお、口座振替納付は今後も継続します。

令和7年5月7日

(11) N {25} N
(12) N {21} N 様

(20)
広島県 NN 県税事務所長



指定預金口座
(37) N {25} N
(38) N {21} N
(39) N {24} N
(40) N {24} N 様

- 注1 年度及び日付は固定値
2 {} 内の数字は文字数
3 () 内の数字はレコード仕様書(資料4)の項番数字

自動車税種別割納税通知書（圧着はがき式）印字仕様（令和8年度版）

片	項目	番号	編集方法
A面	郵便番号	5	そのまま印字
	取扱局	2	そのまま印字
	料金支払区分	3	そのまま印字
	住所1行目	6	そのまま印字
	住所2行目	7	そのまま印字
	住所3行目	8	そのまま印字
	氏名1行目	9	そのまま印字
	氏名2行目	10	そのまま印字
	カスタマーバーコード	42	バーコードに変換して印字
	事務所名	20	そのまま印字
	郵便番号	21	そのまま印字
	住所	23	そのまま印字
	電話番号	25	そのまま印字
B面	課税標準（登録番号）	28	そのまま印字
	納税通知番号	33	そのまま印字
	税額	34	そのまま印字
	合計	35	そのまま印字
	枠外（軽課記号）	34-2	そのまま印字
C面	氏名1	11	そのまま印字
	氏名2	12	そのまま印字
	事務所名	20	そのまま印字
	指定預金口座 1行目	37	そのまま印字（金融機関名称）
	指定預金口座 2行目	38	そのまま印字（預金種目名称）
	指定預金口座 3行目	39	そのまま印字（名義人1行目）
	指定預金口座 4行目	40	そのまま印字（名義人2行目）

令和 8 年度 自動車税種別割納税通知書〈圧着はがき式〉の作成業務日程

処 理	年 月 日
テストプリント納品日	令和 8 年 3 月頃を予定
プリント用データの業者渡し日	令和 8 年 4 月 20 日 (月) 予定
納税通知書納品日	令和 8 年 4 月 24 日 (金) 予定

(注)

- 1 プリント用データの業者受渡し予定時間は、後日調整する。
- 2 納税通知書は、午前 8 時 3 0 分に納品する。
- 3 未使用の納税通知書〈圧着はがき式〉用紙等の返却物は、上記の納税通知書納品日に
税務課システム分室（農林庁舎 4 階）に納品する。

別 表

作 成 予 定 数 量 一 覧

帳 票 名	数 量
納税通知書〈圧着はがき式〉用紙	64,000